

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

私の国民年金は母親が加入手続を行い、保険料を納付していたはずだが、年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。母親は国民年金の保険料納付についてうるさく言っていて、両親の国民年金保険料はすべて納付されている。申立期間当時は、私も家の商売を手伝い、経営も順調だったので、私の分の保険料を納めていると思う。現在、領収書等の資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親及び父親は、国民年金制度準備期間中である昭和35年12月19日に夫婦連番で国民年金の資格を取得し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の母親は国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和52年1月28日に払い出されていることが確認できることから、申立人の母親はこのころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、A市の国民年金被保険者名簿により同年2月21日に申立人の昭和51年度分の国民年金保険料がすべて現年度納付されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち、50年1月から51年3月までの期間は過年度保険料として納付可能な期間である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により申立人の昭和52年度から

55 年度までの国民年金保険料が前納されていることが確認できることを踏まえると、保険料納付意識の高い母親が過年度納付可能な 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間についても保険料を納付したものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 49 年 12 月までの期間は、52 年 2 月 21 日時点で時効により納付できない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が両申立期間において勤務していたとするA社は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を、申立期間①については、資格取得日を昭和57年8月1日に、資格喪失日を58年2月1日とし、申立期間②については、資格取得日を59年2月26日に、資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月1日から58年2月1日まで
② 昭和59年2月26日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和56年12月14日に入社し、同年12月から58年12月までの分の給料支払明細書を保管しており、57年8月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

私の厚生年金保険の加入は、A社ではなく、別の厚生年金保険適用事業所において被保険者となっていることは会社から説明を受けていたが、その別の厚生年金保険適用事業所で勤務したことは無い。

申立期間①について、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和58年2月1日となっているが、厚生年金保険料の控除が確認できる57年8月から厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A社において昭和59年2月29日まで勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、資格喪失日が同年2月26日となっている。厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年

金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給料支払明細書（昭和56年12月から58年12月までの分）及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる保険料控除額から8万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により保険料控除額は報酬月額にかかわらず一定額であったことが確認できることから、昭和59年2月についても同額であったと推認でき、当該保険料控除額から8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年4月23日であり、それ以前は申立期間①及び②を含めて適用事業所としての記録は無い。

しかしながら、A社の代表者及び申立人が上司、同僚として名前を挙げた者（申立期間①については5人、申立期間②については当該5人及びその後入社した一人を含めた6人）については、i) 申立人が申立期間①と申立期間②の間において被保険者とされていた別の厚生年金保険の適用事業所において被保険者となっていることが当該適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できるとともに、ii) これら代表者及び上司並びに同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年4月23日付けで、前述の別の適用事業所における被保険者資格を喪失し、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できることを踏まえると、A社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 35 年 7 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37 年 7 月 25 日に被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 35 年 7 月から 36 年 9 月までの期間については 8,000 円、同年 10 月から 37 年 6 月までの期間については 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月ごろから 37 年 7 月ごろまで
A 社 B 工場に昭和 35 年 7 月ごろから 37 年 7 月ごろまで勤務していたが、社会保険事務所の記録を確認したところ、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が全く無かった。
申立期間において勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 35 年 7 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37 年 7 月 25 日に被保険者資格を喪失している申立人と同姓同名で生年月日の異なる（昭和 14 年 * 月 * 日と記載されている）基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が主張する申立期間は、前述の未統合記録の期間と一致しており、申立人は、申立期間の給与額について「A 社 B 工場を退職後に、C 社 D 工場に勤務した。C 社 D 工場では、最初は臨時従業員で日給月給だったが、A 社 B 工場に勤務していたときの給与額とあまり変わらない額だ

った。」と供述しているところ、前述の未統合記録における厚生年金保険の資格喪失時の標準報酬月額（1万4,000円）は、申立人が昭和37年8月21日にC社D工場において被保険者資格を取得した際の標準報酬月額（1万4,000円）と同額であることが確認でき、申立人の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、前述の記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和35年7月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年7月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和35年7月から36年9月までの期間については8,000円、同年10月から37年6月までの期間については1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年9月から12年1月まで

申立期間当時はA県に住んでおり、国民年金保険料の督促があったが生活が厳しく納付していなかった。

平成14年3月にB市に引っ越し、同年4月ごろ文書が2回届いた。

1回目は期限が過ぎたという内容だったと思うが、2回目に督促が来たので電話で問い合わせたところ、期限が過ぎているが今なら払えと言われていたので、平成14年4月か5月ごろに納付した。電話での問い合わせや納付は元妻が行っている。

督促されて納付したのに未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月か5月ごろに、元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したと申立てているが、当該時期において申立期間はすべて時効で納付できない期間であるため、仮に保険料が納付された場合には、当該保険料は還付となり、その履歴は記録されることとなるが、申立人のオンライン記録には、申立期間の保険料が納付された記録も還付された記録も無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻から聴取したものの、申立人の申立期間当時の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的状況についての供述を得られなかった上、その元妻の申立期間に係る保険料も未納である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月ごろから31年10月29日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和31年10月29日と記載されていたが、29年7月ごろから当該事業所にB職として勤務しており、勤務期間については厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことがうかがえるものの、勤務期間の特定ができない。

また、事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人に係ることは不明である。」と供述している上、申立期間当時、社会保険の事務を担当していたとする同僚は既に死亡しているため、申立人の当該事業所における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所に入社する以前から当該事業所においてB職の責任者として勤務していたとする同僚は、「私はA社に昭和30年7月ごろに入社したが、申立人の入社時期は覚えていない。私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年7月2日となっている。期間は不明であるが、当該事業所には試用期間があったと思う。」と供述している上、ほかの複数の同僚も、「当該事業所には試用期間があった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の前3年以内に同資格を取得していることが確認できる同僚に照会したところ、当該事業所に入社したと

する日と同資格の取得日が一致しないことから判断すると、当該事業所は、すべての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。